

木曾三川 歴史・文化の調査研究資料

2016

夏

Vol.99

平成28年

木曾三川

地域の歴史

日本最古の戸籍ゆかりの町・富加町

地域の治水・利水施設

羽生用水・滝田大山用水の水争い

歴史記録

木曾三川の舟運と渡し 第一編

籠渡しと江戸前期までの渡し

研究資料

輪中の郷 諸戸 靖

輪中の変遷





日本最古の 戸籍ゆかりの町・富加町

地域の歴史

岐阜県中南部の富加町は、古墳が多く確認されている古代から開発が進んでいた地域で、奈良の正倉院で発見された半布里戸籍の比定地です。戦国時代の町域には、加治田城と堂洞城があり、多くの戦いの舞台となりました。



岐阜県の中南部に位置する加茂郡富加町は、飛騨山系の最西端・濃尾平野の北端にあたり、北部は山地、南部は丘陵地です。町の西を津保川が、町の中ほどを川浦川が流れ、南西部で合流し長良川へ流れ込みます。沿川の平野部は古来から稲作が発達した地域です。

古墳と半布里戸籍 (先史・古代)

岐阜県で先土器時代の遺跡が最初に発掘されたのは、昭和二八（一九五三）年富加町恵日山でした。その後、付近の北野遺跡や車塚遺跡からも多くの先土器時代の石器が発見され、全国でも貴重な遺跡として周知され

ています。先土器時代の遺跡からは、次代の縄文時代の遺物も見つかっており、また町内には他に数ヶ所の縄文遺跡が発掘されています。

さらに、五一基の古墳が確認されており、美濃地方でも有数の古墳密集地です。夕田茶臼山古墳は、最近の調査で築造年代が三世紀前半とされ、岐阜県最古の前方後円墳であることが判明しました。井高第一号古墳は、一辺が二〇mを超える大型の方墳で、墳丘や石室の保存状態も良く、県内でも代表的な方墳として知られています。

昭和五二（一九七七）年には、富加町役場庁舎の建設用地から遺跡が見つかったため調査を行なったところ、七、八世紀の複合住居跡が二〇数ヶ所発掘されました。さらに役場周辺でも、これまでに



夕田茶臼山古墳



井高1号古墳

堅穴住居などが一五七棟確認されたほか、倉庫のような建物や溝・池の遺構、多数の土器などが発見されており、当時の暮らしを知る手がかりとなっています。

また富加町は、東大寺正倉院に残されていた「大宝式年御野国加毛郡半布里戸籍」の比定地とされ、町内に残る羽生という地名がその名残と考えられています。半布里戸籍は、今から約一三〇〇年前の大宝二（七〇二）年につくられた現存する最古の戸籍で、律令制下の地方の実態を知る貴重

な史料です。半布里は現在の富加町にあたりとされており、町内に残る羽生という地名が、その名残と考えられています。大化の改新の詔に、戸籍と計帳をつくり公地を公民に貸し与える（班田収授法）とされているように、戸籍は大和朝廷が中央集権化を進める基本となる制度でした。この戸籍は、課役・兵士の挑発・班田収授・氏族の確定などのために、六年に一度、五〇戸を一里として一里一卷でそれぞれ三通作成されました。作成された三通は、一通を国府に残し、二通が都の太政官あてに送られ、それぞれ民部省と中務省に保管されました。戸籍の保管期間は三〇年と決められており、これを過ぎると諸官庁などに払い下げられ、適当な長さに裁断され裏面が書類や写経などに再利用されました。

そのため、当時の戸籍はほとんどが散失してしまいましたが、いくつかが東大寺正倉院に残っていました。中でも半布里戸籍は、天



堂洞城址



加治田城址

平二〇（七四八）年の千部法華經書写関係の長大な帳簿にまとめた形で使用されたため、幸運にもほぼ全体が残りました。

半布里戸籍には五四戸が記載されており、人数は一、一九人で、内訳は正丁・正女（律令制下で、二一歳以上六〇歳以下の成年男女）が四一四人、六一歳以上の老人六五人、二〇歳以下が六一三人で、そのほか奴婢（律令制における賤民身分。奴は男、婢は女。）が二七人となっており、氏姓とその人数を見ると、県主の一族と思われる者が三八六人と多く半布里の中心勢力で、中でも県造吉事の戸（律令制度上、一般公民を支配する最小の行政単位。）は四人を数える最大戸で、その中に奴婢一七人が含まれる有力な戸でした。また特徴的なのは、秦氏を中心とした渡来系氏族が四九七人と全体の四四・五％を占め、古代日本において渡来人が有力な勢力であったことがうかがわれます。

加治田城と堂洞城（中世）

戦国時代に富加町を拠点とした武將として、加治田の加治田城に拠った佐藤忠能と、夕田の堂洞城に拠った岸勘解由がいました。両者は美濃守護・土岐氏に仕えていましたが、天文一一（一五四二）

年に守護代であった斎藤道三が大桑城にいた守護・土岐頼芸を攻めた際には、道三に従って城攻めに参陣しました。道三が美濃を掌握していた時期には、共に道三に従っていましたが、弘治元（一五五五）年、斎藤義龍が父・道三討伐の兵を挙げると、これに呼応してその軍に加わりました。

行動を共にしてきた二人の武將が袂を分かつのは、織田信長の中濃侵攻への対応でした。信長の侵攻に備えて、永禄六（一五六三）年、関城主・長井道利を盟主として、忠能と勘解由の三者は、反信長の盟約を結びました。永禄八（一五六五）年八月には、信長は木曾川右岸の鵜沼城（各務原市）・猿塚城（坂祝町）を攻め落とし、堂洞城に迫りました。信長は城主の勘解由に投降し配下に入るよう使者を立てましたが、勘解由はこれを拒否して合戦に及び壮絶な最期をとげました。一方、加治田城の忠能はかねてより信長と内通して、堂洞城攻略では先陣を努めて奮戦しました。

その後の加治田城には、信長家臣の斎藤新五が忠能の養子となる形で城主を継ぎ、忠能は隠居したといわれています。隠居後の永禄一〇（一五六七）年に佐藤家の菩提寺として加治田に龍福寺を建立し、寺領を寄進しました。新たに城主となった信五は、天正一〇（一五八二）年六

月二日、織田信忠の配下として京都二条の妙覚寺に宿をとっていましたが、本能寺で信長を誅した明智光秀軍を二条城で迎え討って戦死しました。

江戸時代の富加町（近世）

富加町には、江戸時代を通して九ヶ村がありました。幕末時点の領主と石高は、滝田村五三六石、夕田村四五四石、大平賀村六七二石、絹丸村一五〇石、高畑村八五石が幕府直轄地、加治田村旗本大島領六〇〇石、大山村幕府直轄地二九八石と旗本金田領一四二石、羽生村旗本西尾領四八五石と旗本前田領四〇九石、川小牧村尾張藩領二二七石で、村高合計四、〇六八石となっていました。このうち、加治田村は村明細帳に「男は諸職、或いは商仕り候者百軒余御座候」とあるように、近郷の経済の中心であり交通の要地でした。

なお、富加町の村々に助郷（宿場周辺の農村に課した夫役）は割り当てられていませんでしたが、享保二（一七一七）年から加治田村、絹丸村、滝田村、大山村が太田宿（美濃加茂市）の助郷を勤めることになりました。また幕府の支配は笠松代官所の管轄でしたが、享保以降は高山代官所下川辺出張所の支配を受けたこともあり

インフラ整備が進む富加町（近代・現代）

明治八（一八七五）年になると加治田村、絹丸村、川小牧村が合併し、加治田村となり、このうち旧川小牧村は明治二八（一八九五）年に大平賀村へ編入されます。明治三〇（一八九七）年、大平賀村は市平賀村、鋳物師屋村、肥田瀬村（現関市）と合併し富岡町となり、同年滝田村、羽生村、大山村、高畑村、夕田村が合併し、富田村となりました。

大正二（一九一三）年に旧川小牧村、昭和二四（一九四九）年に旧大平賀村が富加町に編入されました。その後、昭和二九（一九五四）年には富田村と加治田村が合併して富加村となり、昭和四九（一九七四）年、町制施行により富加町となりました。

近年になり、東海環状自動車道「富加・関IC」や国道四一八号バイパス、道の駅「半布里の郷とみか」、光ファイバーのサービス開始などインフラの整備が進み、岐阜・名古屋とのアクセスも向上し宅地開発が進んでいます。

参考文献

- 『富加町史通史編』富加町 昭和五五年
- 『岐阜県の地名』平成元年 平凡社
- 『日本地名大辞典 岐阜県』

昭和五五年 角川書店

地域の
治水・利水
施設

羽生用水・ 滝田大山用水の水争い

地域の治水・利水施設



川浦川
(滝田大山用水取水口付近)

羽生用水の水争い

富加町は古くから水田耕作が行われていた地域で、大用水と呼ばれるようなものはありませんがいくつか用水があり、町内を流れる小河川を余すことなく利用して灌漑に使っていました。

その中で一番大きい用水は、延長約四・五kmの羽生用水で、その開発年代などは文献史料に残っていませんが、灌漑地域に条理制の跡がはっきり残っていたので、八世紀頃には既に一部の水路ができていたと推察されます。

羽生用水は、加治田村(村名は江戸時代、以下同じ)・栃洞で川浦川に堰を築き、加治田村を西に流れて、絹丸村小字愛宕下で絹丸村に分水します。その後、山麓を西に流れ羽生村の小字大上で夕田村へ再び分水して、さらに羽生の水田へ細かく分かれて灌漑します。末端は、高畑村を通じて津保川に流入します。

富加町は慢性的に水が不足しながら、用水の運用を巡って上流と下流の間で水争いが起こり、紛糾することがしばしばありました。



富加町周辺条理遺構図

加治田村とその下流において、取水の取り決め(番水制)がありました。加治田村は日没から日出まで、下流は昼水となっていました。絹丸村の分水では二分を絹丸村が取水して下流の羽生村に八分を流す、羽生村小字大上にある夕田村への分水口では溝幅を羽生八尺・夕田三尺とする、

と決めていました。流末の羽生村の通水量は、灌漑面積の比率で換算するとかなり少なく、不利な条件になっていました。

寛文八(一六六八)年七月、羽生村が江戸の奉行所に伊深村(美濃加茂市)を訴える事件がおこりました。訴訟の内容は、伊深村はもともと羽生用水の取水堰の一六町ほど上流の牛牧で川浦川から取水していましたが、これより八〇間ほど下流に新たな堰を設けて取水を始めたため、羽生用水の水が減っているので新堰を取り払って



羽生用水取水口

欲しい、というものでした。この訴えについて江戸奉行所は、伊深村の新しい堰は取り壊し、今後牛牧以外に堰を造ってはいけない、と羽生村勝訴の裁定を下しました。江戸時代の裁判は、基本的に旧来の形態や取り決めを守ることが重視され、新しく変化をもたらすことを認めませんでした。

江戸の奉行所の裁定に及んだ事件としては、貞亨元(一六八五)年一〇月に夕田村が羽生村を訴えた訴訟がありました。夕田村は前々から羽生用水から取水する権利がありました。その分水口の水路を羽生村が埋めてしまったので元に戻して欲しい、という訴えでした。これに対して羽生村は、羽生用水は加治田・絹丸・羽生村の共有で夕田村は権利を持っておらず、水路とっているものも余水が流れ出るところでしかない、と反論しています。裁定では、双方の言い分を明解に判断できないが、絵図に夕田村への水路が描かれているとして、夕田村の主張を

羽生用水と滝田大山用水は、古くから富加町の水田を潤してきましたが、水不足からしばしば水争いが発生しました。水争いは昭和になってからも起り、木曾川右岸用水の通水でようやく解消しました。



羽生用水路 (現在は排水路)

認めました。
このほか江戸時代では、享保五年(一七二〇)に加治田村と羽生村の間の訴訟、天保一〇(一八三九)年にも加治田村と羽生村の訴訟などが起こっています。

明治以降も紛争は絶えず、明治六(一八七三)年八月、絹丸村・羽生村水論済口証文、明治一三(一八八〇)年一〇月、用水引取差拒御説諭願などの文書が残っています。昭和二二(一九四七)年八月には、絹丸村が分水口以外で土手に穴をあけ密かに水を引いていたことが発覚し、分水禁止処分になるところを謝罪して許されています。

滝田大山用水の水争い

滝田大山用水は富加町第二の用水で、絹丸村の小字井之木で川浦川から取水し、滝田村に入って小字宮前・乗兼・上組を経て大山村に入り、小字小垣を通って津保川へ落ちる水路延長約2kmの用水でした。この用水の成立については不明ですが、羽生用水と同様に条里制遺構が見られたことから古代に遡る歴史をもつものと思われま

す。
滝田大山用水について、延宝三(一六七五)年の井堰一札の事には、「自今以後はきれ口(取水



滝田大山用水路

口)しば(土手)みぞ(水路)供に両村立合い、咄申す筈に相極め申し候」とあり、滝田・大山両村が立会い協議して取り決めていくことが確認されています。
元禄一四(一七〇一)年に大山村は、滝田村が春の井普請で土手や溝浚えに人足を出さず、しかたなく大山村だけで作業を行なったが納得できない、として訴訟にしました。結果は、滝田村がこの仕事にかかった費用の半額を負担し、今後は取り決めを守ることを誓約して落着きました。
寛政六(一七九四)年は少雨の年で、滝田村が無法に水を取るの

で、大山村は水が取れず田が旱損となつて困窮しました。そのうち滝田村で水路を堰とめて水を残らず田に引いている現場を、大山村の村民が見つけて騒動になりました。絹丸村などの庄屋が調停に立ち、番水を提案しましたが不調に終わり、大山村は代官所に訴えました。
笠松代官所に出頭した両村の代表が宿に下がったところ、泊り合わせた葉栗郡北及村(笠松町)の庄屋が間に入って、渴水時には両村隔日でも取水することで合意しました。江戸時代は、争議の解決に近在の庄屋や有力者が調停に入る場合が多く、役所に頼らない話し合いによる自治と互助が農村の根幹にありました。
昭和三五(一九六〇)年のスジカイ堰事件は、滝田大山用水と羽生用水の水争いで、六月一三日滝田大山両区長らが富加村村長に、羽生区が栃洞取水口の堰にスジカイ堰(取水量を増やすために本堰の上流側に斜めに設置する堰)を設けたので、下流で取水する滝田大山用水の水が減つて困る、直ちに取り払うように、と申し入れました。
対する羽生区は、本堰が不完全な造りで古来から早魃になるとスジカイ堰を設けていたので、今年初めて造つた訳ではなく正当なもの、と八月一五日に返答しました。翌一六日に村長がその旨を滝田大山両区に伝えると、両区民が役場に押しかけ実力で取り払うと騒ぎました。一七日双方の代表が会合し激しい論争になりましたが、ようやく羽生区の主張が了承され解決となりました。この事件が富加町では最後の水争いの記録となっております。

木曾川右岸用水の建設

富加町を含む木曾川右岸地区は、山間地から平野部に移行する段丘地帯で、中小河川や溜池に依存し慢性的な水不足に苦しんだ地域でした。こうした状況を解消するため、昭和四一(一九六六)年度に木曾川右岸用水事業が着工、建設途中の昭和五一(一九七六)年から順次通水を開始し、昭和五七年(一九八二)度に完工しました。

木曾川右岸用水は、富加町・美濃加茂市・坂祝町・川辺町・七宗町・八百津町・関市の水田一、七九七ha(内富加町二二二ha)・畑地一、五八八ha(内富加町一一一ha)に灌漑用水を供給するとともに、上水道用水・工業用水も供給して、地域の水需要に 대응しています。

用水建設と並行して農地の基盤整備も進行し、昭和四四(一九六九)年には富加町木曾川右岸用水土地改良区を設立して、圃場整備事業を開始しました。整備は工区を加治田・羽生・高畑の三工区に分けて行い、昭和四八(一九七三)年度に完了しました。木曾川右岸用水の運用によって、長い間繰り返されてきた水争いは過去のものとなりました。

参考文献

『富加町史通史編』富加町昭和五五年

籠渡しと江戸前期までの渡し

平坦地の川では、時代と共に渡船・渡河方式が確立して人や物資の交流に寄与し、さらに、上下流域の物資や文化の交流を促進してきました。

ところが、断崖で隔てられた峡谷の渡河は、舟では困難で、峡谷間を結ぶ綱に身をゆだねる籠渡しに頼っていました。

本編では、この籠渡しについて触れた後、渡船の歴史を概観していきます。

一・断崖を渡河する籠渡し(繰越)

籠渡しは、川の両岸に藤蔓や野葡萄の蔓で編んだ綱を張り渡し、これに人が乗る台座を親線に滑車を介して吊して、乗った人が自らの引き綱を手繰って対岸に渡る装置です。

大正時代に入ると、野生の蔓の代わりに鉄線に屋根を付けた箱を吊し、箱の上下・左右の四カ所に車輪を付け、乗った人が自ら繩を手繰りながら対岸に渡る箱渡しに

改造されました。

この渡河方法は、深山の溪谷を渡る以外に、渡船場が遠く離れた場所に設置され、出水で渡船が使用できない場合などにも用いられていました。

(一) 広重が描いた籠渡し

川上岳(一六二六m)から発した宮川と乗鞍岳の北麓に源を発した高原川の合流点(神岡町東茂住)付近には、籠渡しが宮川を渡る加賀沢(飛騨市宮川町加賀沢)と川幅約二六・四mの宮川を渡る蟹寺(対岸は飛騨市神岡町谷)、さらに合流後の神通川の片掛(富山市片掛)の三ヶ所に架かっていました。

富山藩主は蟹寺の籠渡し見物に訪れており、広重も宮川を渡る富山市蟹寺の籠渡しを参考に「飛騨籠わたし」を描いています。

蟹寺の籠渡しは、蟹寺の崖の高さ約八・五m、対岸側は約七・五mで、高低差は一mです。



安藤広重の浮世絵「飛騨籠わたし」

が、広重の浮世絵は相当高低差をデフォルメしています。

現在、蟹寺の籠渡し跡には新国境橋が架かり、宮川左岸の橋のたもとに「籠渡し跡の入り口」と書いた擬木の案内杭が立っています。

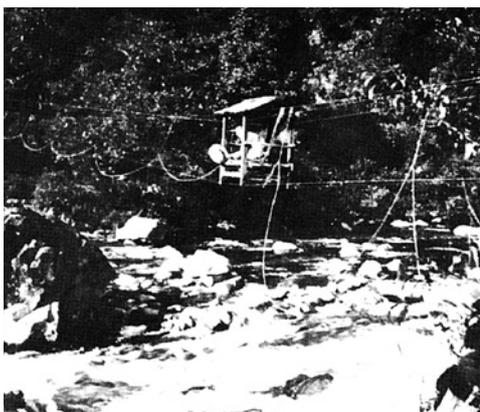
(二) 中山橋(下呂市焼石)付近の繰越

原始的な橋は川に丸太を渡した丸太橋でしょう。下呂市瀬戸の飛騨川には、明治二六(一八九三)年(一説には、瀬戸発電所建設中の大正八(一九一九)年頃)まで、浦白橋と呼ばれた丸太橋が瀬戸発電所(下呂市瀬戸)前に架かり、この丸太橋の下流が明治四二(一九〇九)年に認可された瀬戸

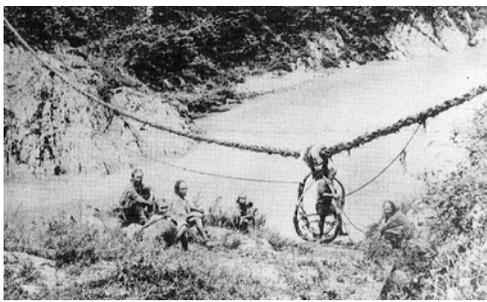
の渡しでした。

水が出れば丸太橋は渡れず、渡船も運航できない、そこで大正三(一九一四)年に瀬戸の渡しの上流に計三ヶ所の繰越しが認可されました。渡しから四〇〇mほど上流の小坂繰越し、渡し付近に中原村(現下呂市焼石)の中原繰越し、渡しから五〇〇mほど下流の上原繰越しです。

また、瀬戸の渡しから約七km上流の下呂市釣鐘に、大正五(一九一六)年に降に繰越しが設置さ



下呂市釣鐘の繰越し(「飛騨下呂図録」より)



富山県南砺市の籠渡し(「川を渡る」より)



木曾川を渡る交通路
〔坂本記録写真集〕より



徳山の繰越し
〔故郷〕より

れ、管林署への通行に遅くまで使用されてきたようですが、現在は同地点に吊橋が架かっています。

大正一二(一九二三)年に瀬戸の渡し場に吊橋の中山橋が架けられ、以来修繕を重ね、昭和二八(一九五三)年頃、現在の橋に架け替えられました。

ダムで沈んだ徳山(揖斐郡揖斐川町)の繰越しは「鉄索」と呼ばれ、写真の説明に「川向この田圃の草取りに行くおぼさん」とあり、日常的に畑仕事などでの往復に利用されていたことがわかります。

(三) 空中を渡る通学路

昭和の時代に造られた籠渡しもあります。信玄に攻められて豪傑・吉村太郎左衛門氏勝(通称源齋)が戦死したと伝わる木曾川左岸の源齋岩が恵那峡に見事な景観を創り出しています。

この源齋岩から三〇〇mほど下流の木曾川右岸側の中津川市福岡町宿地平から対岸源齋岩側の坂本への通行は、山を下って舟で渡り、また山を登ってようやく坂本へ、と極めて不便でした。そこで、昭和三五(一九六〇)年に木曾川を跨いで宿地平と対岸の坂本との間を索道で繋ぎ、荷物運搬以外に、地域の人や子どもたちの坂本の学校への通学に使用されました。

ただし、極めて危険な空中の道であったため、昭和四五(一九七〇)年に撤去されました。

〇)年に源齋橋が西山用水の水路橋として源齋岩の側に架けられ、水路橋上部が交通路となりました。

現在、籠渡しは日常生活で使用されておらず、世界遺産の南砺市の五箇山や榛原郡川根本町の寸又峡などで、観光用に設置されています。

二. 大宝律令以降の渡船

渡船は他領への往来に欠かす事が出来ず、古くから往来者が付近の舟持ちに依頼して渡河したと考えられています。

渡船に関わる最初の立法書きは、文武天皇(六八三〜七〇七)の命で編纂されたと伝わる大宝元(七〇一)年の「大宝律令」であり、「駅に二隻以上四隻以下の舟を準備し、駅長を配置」と記されています。また、養老二(七一八)年藤原不比等らが大宝律令を若干修正して編纂した養老律令の雑令は、「人の往来が頻繁な通りでの津済(渡河)については、橋を掛け難い所では、船を置いて渡す。船は公用に徴発されて使役される丁つまり度子(二人以上一人以下)二人で一艘とする」と記されています。

「渡し」の記載が最初に現れる史料は和銅五(七一二)年に編纂された古事記であり、初代天皇である神武天皇の東征で「浪速の渡しを経て」とあり、また、第一二代景行天皇が皇后との婚姻のための下行の際、景行天皇から渡し賃を取った摂津国の高瀬の渡し(京阪土居駅付近の高瀬神社付近と比定)の度子の説話が伝えられています。

なお、在地豪族等と服属関係を形成した度子は、支配関係にある者に対しては渡船を提供し、そうでない者に対しては無償での渡河を行いませんでした。

平安遷都間もない延暦一八(七九九)年、京都桂川は洪水の度に渡渉できなくなるため、桂川の二ヶ所に度子を置き、弘仁六(八一五)年今の桂橋付近に渡船二艘を置き、地元民が船頭となつて船銭を取らずに渡船に従事し、地元松尾神社(京都市西京区)が船頭給を与えました。なお、平安時代の承和二(八三五)年に、富士川には浮橋を、安倍川と大井川には渡船を設置するよう命令が出されています。

鎌倉時代(一一八五〜一三三三)になると、幕府は、諸国の地頭が船銭を徴収することを禁じます。



高瀬神社

したが、室町時代(一三三六〜一五七三)が終わるまで船銭の徴収が行われました。

三. 戦国期以降の渡船

室町時代が終わると、ようやく渡船の方式が確立してきました。

慶長一七(一六一二)年五月に「道中船賃の定」が公示され、刻印の無い舟に商売荷物を積んではならず、商人荷物一駄四二貫目(二五七.五kg)一〇文、馬人共に一〇文、と定められました。

(一) 東海道の渡船場

東海道の渡船は、西から桑名七里の渡し、浜名湖の今切渡し、天竜川、富士川、馬入川(相模川の最下流部の称)、多摩川の六郷渡し(貞亨五(一六八八)年以後架橋されず船渡し)です。

例えば、天正元(一五七三)年、家康は天竜川池田(磐田市池田)渡船の船守に対して諸役免除その他の特権を与え、今切渡船では天正二(一五七四)年、家康が新居の船守に渡船を任し、新居宿(湖西市新居町新居)が全面的に運営しました。

富士川の渡船場は、当初川成島村(富士川左岸側)富士市川成島)地内にありましたが、慶長七(一六〇二)年、富士川の川瀬が変わり、川成島村での渡船を岩淵村(富士市岩淵)に移しました。



歌川広重の浮世絵「大井川之図」



明治後期の岩淵渡船。水神の森とJR東海道の鉄橋が見える（『広報ふじかわ』）

富士川の渡船は、右岸岩淵村と左岸岩本村間で、左岸松岡地内の一番出しから二〇町（約二・二km）間の三ヶ所（上船居、中船居、下船居）の渡船場が川瀬の状況で使い分けられ、下船居が水神の森の渡船場でした。

（二）徒歩渡し

慶長一二（一六〇七）年、徳川家康は角倉了以（一五五四～一六一四）に富士川の開削を命じ、了以と長男玄之の親子二代によって、慶長一九（一六一四）年に鰍沢（藤川町鰍沢）、黒沢（西八代郡市川三郷町黒沢）、青柳（富士川町青柳）など甲州三河岸から駿河岩淵までの一八里に高瀬舟（長約一三m、幅約一・八m、深さ約〇・七m）を通じさせました。

渡船は、船底が平たい平田舟（長約一〇m、幅約一・八m、深さ約〇・六m）六艘が常備されており、三艘が当番船として使用され、附船と呼ばれた残り三艘は、交通量の多い時に使用されました。

一方、歩行渡しは、大井川、安倍川、静岡市清水区を流れる興津川、相模湾に流入する酒匂川で、川越人足に頼っていました。

大井川の全川幅は七二〇間（一三二〇m）、通常時の流幅は三〇〇～二四〇間（五五m～四四〇m）、深さは二尺五寸（七五cm）でした。

旅人は、一般的には川越人足が四～六人で担ぐ蓮台で渡りました。二人の人足に手引きを依頼して自ら歩いて渡ることもできました。両岸の川会所（川越に関する業務を行う役所）には、川越人足が五〇〇人前後常駐し、常備されている蓮台五〇〇挺の内二五〇挺は幕府の公用に使用されていました。

大井川に架橋されなかった要因については、一般的には「箱根・大井川は坂東二ヶ所の難所にて敵を防ぐ要害」のためと考えられています。しかし、社会情勢が安定してからは要害の意味は薄れ、川越人足や島田宿（左岸島田市）と金谷宿（右岸島田市金谷）の利害関係によってこの徒歩越制が継続したと考えられます。これは、江戸中期以降の幕府による架橋案に対して、この両宿が反対していたからでした。

夏期の大井川では、洪水になって川留になることが多く、そのために両岸の島田・金谷両宿場では、しばしば旅人が滞留しました。旅人のなかには、中山道の方が距離は若干長いにもかかわらず川留が少ないため、東海道を避けて中山道を利用する者もいたようです。

（三）渡船の事故と罰則

渡船の事故を『佐屋町通史編』から列举します。

〈七里の渡し事故〉

●承応二（一六五三）年二月、京都所司代（板倉周防守）が桑名へ渡るとき、供の船が強風に吹き流されて芝井新田（弥富町）に漂着、農民たちが助けた。

●寛文一一（一六七二）年八月、琉球人と薩摩島津家（松平大隅守）の家来が桑名へ渡る時、強風で琉球人乗船二艘が知多郡多屋村（常滑市多屋町）に漂着し、琉球人二八人、大隅守家来八三人が当夜同所及び大野に止宿した。これ以来、琉球使節は美濃路を利用するようになった。

●明和八（一七七二）年六月、参宮帰りの七〇人ほどが桑名を出船したが、沖で強風に遭い船は転覆、四〇人が死亡し三〇人が助かった。

〈三里の渡し事故〉

●安永二（一七七三）年正月九日昼過ぎ、現愛知県東部や信州の人達計一八人が津島参詣の後、二人水主の津島船で佐屋湊から桑名へ渡る途中、現三重県木曾岬町加路戸で暴風に遭い、乗人が立ち騒いで船が転覆し、七人は助かったが、一人は溺死した。なお、この事故は天災として処理された。

●正徳六（一七一六）年からは、事故であっても死人が出ると、流罪（辺境や島に送る追放刑）とし、寛保二（一七四二）年の

「御定書百ヶ条」で溺死者が出れば「舟の水主は遠島」と追補された。寛政二（一七九〇）年の「寛政刑典」では、溺死者が出ると水主は死罪となりました。

四 おわりに

断崖で隔てられた峡谷を渡る籠越しは危険でしたが、峡谷の流勢に左右されない利点もあり、渡船に劣らず、山間地では昭和の時代まで使用されてきました。

また渡船については、交通の要所として栄えた渡船場の様子、取り決めなどを概観しました。次号では、渡船に使われた川船について見ていきます。

■参考文献

- 『中原の名所史跡と伝承』 ふるさと研究会 二〇〇六年
- 『飛騨下呂図録』 下呂町 昭和五五年
- 『岐阜県益田郡誌』 岐阜県益田郡役所 大正五年
- 『岐阜県道路史』 岐阜県土木部 平成四年
- 『福岡町史 通史編下巻』 恵那郡福岡町 平成四年
- 『明治以前日本土木史下巻』 土木学会 昭和二年
- 『広報ふじかわ』 No.382 平成五年五月号
- 『佐屋町通史編』 佐屋町 平成八年



輪中の変遷

輪中の郷 諸戸 靖



諸戸 靖

1956年(昭和31年)2月13日生まれ。
関西大学文学部史学科卒業後、三重県教職員。
平成2年から長島町(当時)の輪中の郷の建設に関わり、平成5年、輪中の郷完成とともに輪中の郷職員。
平成19年 輪中の郷館長就任。平成28年 輪中の郷館長退任。
著書：三重県史(輪中に関して)、木曾川は語る(共著)。その他雑誌等での著作。
論文：昭和前期の木曾三川下流域(土史学会)

長島輪中における輪中の形態については時代ごとに大きく変わってくる。封建制度化における輪中は、現在の社会体制とは違ったものであるし、明治時代になり、大規模な河川改修や法制度が伴うと輪中の生活は一変してしまう。現在では共同体そのものが崩壊しつつあり、新堤防の建設によって水防そのものが変わってきている。このようなことから時代ごとの輪中について記述する。

一・江戸時代

長島での輪中の成立については諸説あるが、長島古今図考記等の古文書には元和年間(1694-1704)に長島七輪中を一輪中にまとめるとの記述があることから、少なくとも江戸時代の初期には輪中の成立を見ることが出来る。実際には室町期の長島一向一揆の頃にはすでに、曲輪という表現を用いて堤防で守られていることを示しているもので、室町期には完成していたものと考えら

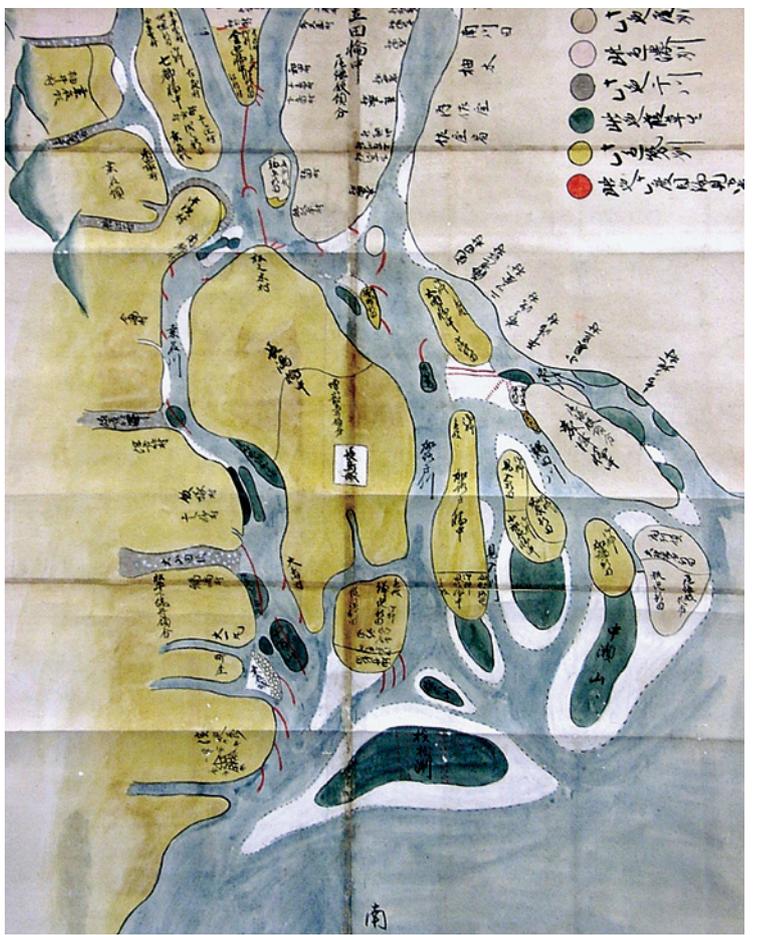
れる。しかし、文献上確実な輪中の記述は前記であるため、江戸期の輪中について考察すると、江戸期の長島輪中においては元和年間の七輪中から一輪中にまとめられたことにより、木曾三川の最下流において乱流していた河道が大幅に木曾川と揖斐川に分流されることになった。このため天正一四(一五八六)年の天正地震とその後氾濫によって木曾川の河道が海拔十メートル付近で直線南下していたが、このことによって長島付近では木曾川は東に向かって流れることとなる。〔※注1〕

今の鍋田川や筏川がその本流となるのである。この結果一時的に洪水の現象が見られ、長島藩は長島の大島から長島城まで他地域から直接船で乗り込める水路を作ることになる。その後この水路は長島の押付を経て木曾川を横断し、弥富の二ツ屋へ向かう航路と佐屋に向かう航路となる。(後にこの航路は桑名の住吉から大島、鰻江河を通じて佐屋に抜ける佐屋街道

となる)しかし、輪中が成立したときには集落は堤防に列を成して立地していたため、一輪中にまとめられた後は宅地を広げたり農作業を行うための庭先を増やしていったりしたため、旧堤防は徐々に突き崩されて、低くなっていった。そのために長期の浸水に備えて水屋が作られていくのであるが、旧堤防の下の河川は完全に埋め立てられず、水路として残された。つまり各集落や各家屋には他地域から木曾川もしくは揖斐川を使って長島城へ直接は入れたのと同様に外部地域からの出入りは可能だったのである。近年になっても長島へは船で家財道具を運んできたとか、嫁入りは船で来たということが語り伝えられている。つまり、完全な連続堤による懸け回し堤ではなくあちらこちらに坑と呼ばれる水路があり、場合によっては樋門などが作られ、外部とつながっていたのである。また、完全に締め切ってしまうと灌漑用水が入りできなくなったり、

排水樋門が完全に近代化するまではほとんど堤防がないようなところが多々あったりしていたといわれている。中には食い違い堤や霞堤を設置し、猿尾で多量の入水を防いでいたところもあった。江戸期の文書からは明らかに洪水による浸水と河川の水位の上昇による入水の深さは分けて書かれており、深水の場合は田畑が遊水地となり家屋への浸水を防いでいたものと考えられる。想定したより高い入水が起こる前には家の戸をすべて開放して家の中に水を通した。

一般的には、雨が降ると堤防の五合目まで増水すると水番による見回りが始まり、水防小屋に待機する。七合目まで、増水すると輪中内の鉦や太鼓がたたかれ、家財道具の取り片づけが始まる。八合目に達すると鉦や太鼓が乱打され、住民は水防小屋に召集される。ただし、江戸時代は基本的には一六歳以上六〇歳未満が召集されることになる。この水防小屋内



「勢濃尾三国之図(18世紀中頃) (輪中の郷藏)」

でのことは、記述したとおりであるが、いわゆる住民総出の水防活動が共同体である。この際、長島においては江戸時代を通して藩主の交代はあったものの、ほとんどこの期間長島藩が継続しているが、領内には各集落に在地の武士がおり、城下ではなく藩内各所の治安や治水等の維持を受け持っていた。これらの在地武士は、藩主が変わっても同行して転封することなく、ある意味地主として、室町期から明治期もしくは現在までその場所に居続けた。だから、江戸時代においても水防は身分制度とは別に地域の水防として存在して

いたのである。

では、当時の長島の堤防がいかなるものであったかという点、長島に残る絵図からは、堤防の連続性を疑われるものも見つかっている。西洋の近代治水は川と集落や農耕地を分けるための堤防があり、氾濫を抑えるための連続堤と直線化した流れが特徴であるが、前述したようにわが国の堤防は食いや霞堤を使っている。川の流れに変化をつけ、川と共存するように作られてい

た。つまり、河川の増水によって堤内に水が入るように設計されており、田畑はそのための遊水地としての機能が果たされた。また、堤防も河川も私有地であり、洪水等によって開発したものに与えられた私有地であった。そのため長島には人名のついた新田輪中が数多く存在していた。これらから、現在の価値観では考えられないような河川の中央の中州や河川敷のようなところが耕作地であり、当然集落もあつたりして川と共存していたのである。

二・明治時代

幕藩体制が終わり、政治体制や生活様式が近代化していく中で、住民の考え方や農耕形態にも変化が見られるようになってくる。しかし、この地域の地形や環境を決定的に変えたのが明治二〇(一八八七)年から行われた木曾三川の分流工事である。この工事によって、木曾三川は完全に分流され、現在と同じような地形が完成する。つまり、近代治水によって川は直線化し、堤防は連続堤となった。このため、高須輪中や長島輪中など大規模な複合輪中があつたものの、それらは川の中州が発達したもので輪中であり、養老山系から張り出した扇状地輪中ですら他地域や隣接する輪中との間に河川が存在していた。この分流工事によって、木曾三川下流域の輪中は連続堤でつながり、共同体としての輪中でなくなつていった。長島以外では、隣接する輪中とつながり、大きな連続した陸地が出来上がったのである。江戸時代の輪中の堤防は残っているものの、分流工事によって作られた新堤防はそれまでの堤防と違って巨大なものであつたため、時代とともに古い輪中堤防は取り壊されていくことになる。その中で古い輪中堤防の上に立地する集落は、列状に取り残され、あたかも巨大な堤防が、集落を取り囲んでいるような景観

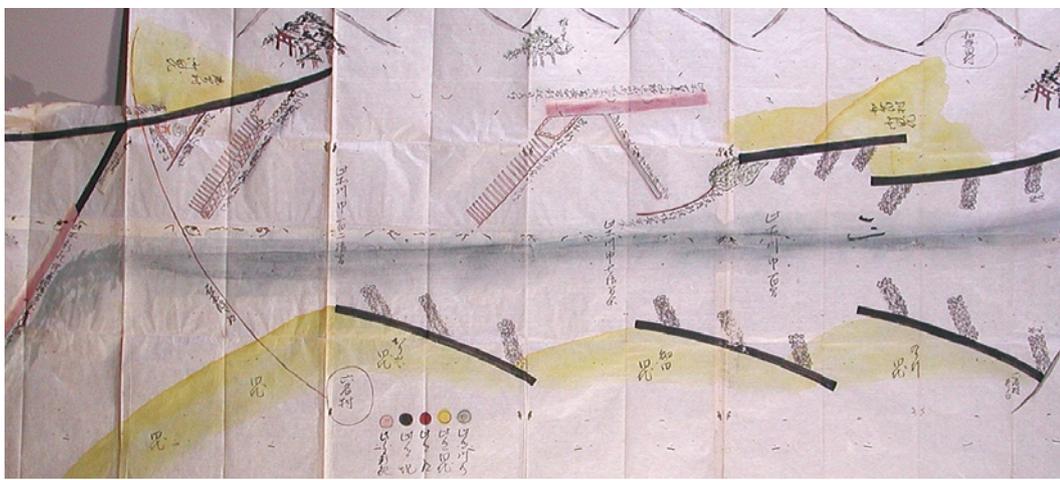
研究資料

となつていたのである。このため、分流工事以降の輪中は複合輪中化し、いくつもの小さな輪中といくつもの大きな輪中が同じ連続堤に内在する行政単位として存在していくのである。江戸期においては開発者が自らの生命と財産を守るために堤防を作り、共同体を発展させていったのであるが、明治時代、特に分流工事後は、行政単位としての輪中に変化していき、自治水防とともに行政単位での共同体へと変わっていく。

そこに法整備が行われていくと、明治二九(一八九六)年には河川法が制定され、河川の管理は行政が行うことになり、新たな開発や堤防上の集落立地は個人の力ではできなくなっていく。このため水防に関しても法律上の規定もでき、水利組合が作られることで、この時期の水防に関しては地主層の権限が大きく強まつていった時期でもある。

三・現在の輪中

現在の長島は、木曾三川と伊勢湾に囲まれ、堤防によって生命と財産は守られている。河川や海岸堤防には集落はなく、その堤防は、国道一号線より南の河川堤防も海岸堤防も数十メートルの河川敷を持つ三面すべてをコンクリートで覆われた立派な高さ七メートル以上の大きなものである。これは



「19世紀前半の河川改修の図」
(輪中の郷蔵)

伊勢湾台風による壊滅的な被害によって、堤防の強化が図られ、近年では長良川河口堰や伊勢湾台風以降の大規模な地盤沈下によって、堤防の改修が図られたものである。実際に明治二九(一八九六)年にこの地方は大規模な決壊被害を受けたものの、その後約六〇年間伊勢湾台風

まで、特に長島では一度の決壊被害がなかったため、堤防決壊による被害はなくなっていたように思われていたのである。これが伊勢湾台風による大規模な被害があり、このような災害を繰り返さないために堤防の強化が年々図られていったのである。その結果、伊勢湾台風から現在まで、一度の決壊被害もなく、最新鋭の排水機は局地的な集中豪雨でも機能的に働き、大きな被害はまったく起きていない。住民にとっては災害の少ない町に変化していったのである。近代生活は個

人中心となり、共同体意識も希薄なものとなつてきているため、年々水防団(消防団と兼務)の団員数は減少しており、団員の高齢化も進んでいる。水防のための訓練は団員等を中心に行っているが、くい打ち工法や月の輪工法など堤防を守る水防工法も練習するが、実際のコンクリートで固められた堤防では、その工法は使用できない。〔※注2〕

これらから、輪中は共同体であるというけれど、現在ではその体をなしていないことや住民自体に輪中という意識は希薄になってきている。また、近年、他地域からの流入人口が増えたことも、輪中の存在そのものに対しての影響に大きくかわつている。そこで、今一度輪中とは何かを考え直してみることがあると考える。

〔※注1〕

長島に残る江戸期の文書から洪水等に関する記述箇所は次の通り。

長島記(元禄三(一七〇〇)年に小寺五郎左衛門)天正地震五八四 一か所
勢州長島記付録(同)天文の洪水二五四三 一か所 天正地震一五八四 七か所 慶安の洪水二六五〇 一か所
長島略少記(享保三(一七二八)年以降)は天正地震二五八四 五か所 慶安の洪水二六五〇 二か所 正徳の洪水一七五二 二か所

長島細布(享保二五(一七三〇)年に伊藤定照) 天正地震二五八四 十二か所 文禄の洪水二五九八 一か所 寛永の洪水二六二七 二か所 慶安の洪水二六四九 二か所 天和の洪水二六八一 三か所
長島古今図考 (元文四(一七三九)年に永野氏勝) 天正地震二五八四 三か所 慶安の洪水二六五〇 二か所 長島志 (天明四(一七八四)年に十時梅屋) 天正地震二五八四 二か所 寛政の洪水二七八九 二か所

以上から記述箇所だけでも天正地震が木曾三川下流域にもたらした被害がいかに大きいかかわかる。そしてその内容についても天正地震については加路戸輪中をはじめ、新田付け輪中(新開発輪中)の大規模被害や長島城の被害関係など長島輪中全体が大きく被害を受けたことが記されている。他の洪水被害についてはその扱いは小さく、寺社等の被害が多い。これらから天正地震によってこの地域の地形までも大きく変わったことがわかる。(これらの古文書が書かれる前に起こった慶長、宝永等の地震の記録は見られない)

〔※注2〕

近年、木曾三川の堤防は輪中として堤防を防災の柱としていた時代とは違い、海岸堤防はコンクリートによる強化が図られ、河川堤防も河川敷やプラン

ケット等により強化が図られており、複数箇所もしくは連続箇所の堤防決壊という最悪の災害の可能性は低くなり、以前ほどの水防に關しての意識は低くなってきている。しかし、日本最大の面積の海拔ゼロメートル地帯の木曾三川下流域は、津波や高潮、異常降雨などにより、堤防の内側即ち住宅地などの生活地に水が入ってくれば、その水は排水するまで無くならない。伊勢湾台風時も堤防の修復がなされ、排水気が設置されて排水が始まるまで水はひかなかった。また、近年作られたハザードマップでは津波等による堤防決壊時の浸水が描かれているが、排水機の使用ができないことに対しての想定がなされていない。実際には巨大地震での堤防の破損より、排水機の停止の方が現実的である。災害時に個人が自宅の二階等に避難したとき、水が引くまではほとんどそのところに救援物資は来ない。そのため、備蓄は必要であるが、それ以上に共同体が崩壊した輪中では行政による救援が必要となってくる。防災・水防訓練は堤防での大規模な訓練も必要ではあるが、救援や救命の訓練がますます必要となってくるであろう。

池の鯉を助けた和尚さん 富加町羽生

長良川鉄道の富加駅の近くにある大梅寺には、「身代わり観音」の伝承で有名な仏像が祀られています。

昔、今泉村に梅村一等という信心の心薄く、酒を飲むと乱暴する男がおりました。ある晩、泥酔した一等は、家僕の左肩を刀で切りつけました。家僕は血に染まりその場に倒れましたが、翌朝にはいつもと変わらず一等に挨拶をしました。「一等が「昨夜、酒の席でお前の肩を切りつけた筈だが。」と問うたところ、家僕は「私は日頃から大梅寺の観音さまに信心しております。昨夜は殺されると思い、一心に観音経を唱えておりましたら、観音さまが私に代わって助けて下さいました。」と答えました。

一等が大梅寺に走り、観音さまを見ると、その左肩がざっくり切られていました。驚いた二等は家僕に深く謝り、それからは、観音さまを信心して、一生信仰を怠らなかつたそうです。

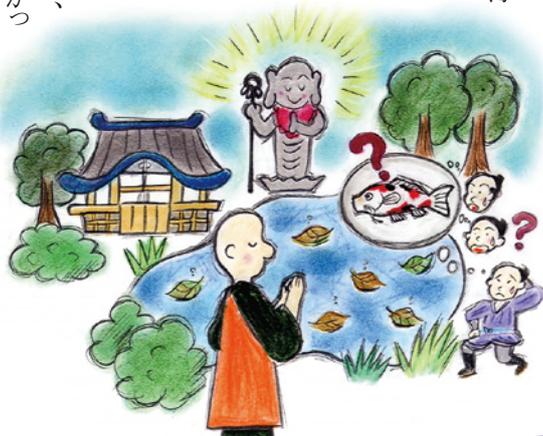
人々は、この観音さまを身代わり観音と呼び、災難から守って下さる仏さまとして崇めてきました。

大梅寺には、次のような話も伝わっています。

江戸時代の文政の頃、大梅寺に梅岳さんという和尚さまがおられました。お寺の南に池があり大きな鯉が群れで泳いでいましたが、池の淵にお地蔵さまが祀られていて、誰も鯉を取ろうとはしませんでした。

ところが、お寺に集まった若者たちが、池の鯉を取って食べようと言い出しました。それを聞いた和尚さまは、そんな殺生は止めるように諭しましたが、若者たちは構わず池の方に走っていきましました。

しばらくして、戻ってきた若者たちに、和尚さまが「たくさん取れたか。」と聞くと、若者たちは「ふしぎなことにもたくさん泳いでいる鯉が一匹もおらんかった。」と答えました。すると和尚さまは「鯉がかわいそうだから、私が鯉を落ち葉に変えていつとき池の底に沈めておいた。」と言つて笑いました。それから梅岳は、徳の高い和尚さんだと評判になりました。



出典／『富加の故事記』安藤剛 二〇〇七

木曾川文庫利用案内

ヨハニス・デ・レイケに関する文献など約4,500点の図書などを収蔵、木曾三川の歴史を知るために、多くの方々のご利用をお待ちしています。

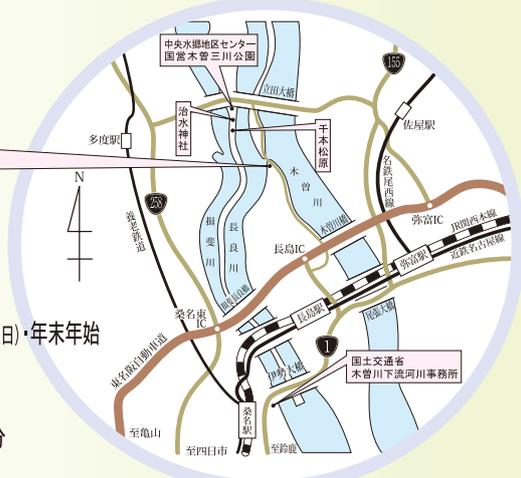


《開館時間》
午前8時30分～午後4時30分

《休館日》
毎週月・火曜日(月・火曜日が祝祭日の時は翌日)・年末年始

《入館料》無料

《交通機関》
国道1号尾張大橋西詰から車で約10分
名神羽島I.Cから車で約30分
東名阪長島I.Cから車で約10分



KISSOホームページ
<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/KISSO/index.html>

Johannis de Rijke の日本語表示については、かつては「ヨハネス・デ・レーケ」と呼ばれていましたが、「KISSO」では、現在多く使われている「ヨハニス・デ・レイケ」と表記しています。

編集後記

歴史記録は、「木曾三川の舟運と渡し」の一回目として、渡船以前の籠渡しの様子と、江戸前期までの渡船について紹介しました。

なお、この資料は、創刊号からの全てが木曾川下流河川事務所ホームページよりダウンロードできます。

表紙写真

上

「清水寺」

加治田にある「白華山清水寺」の本尊、木造十一面観世音菩薩坐像は、国指定重要文化財となっており、県指定文化財の二天門や地蔵菩薩立像をはじめ多数の文化財を有しています。

山門のすぐ前を流れる碓川の畔は「清水谷公園」として美しく整備されており、春の新緑や秋の紅葉には観光客で賑わいます。

下

「津保川」

長良川左支川の津保川は、岐阜県関市北東部に源を発し、加茂郡富加町、岐阜市を流れ、長良川に合流する一級河川です。

水質が良くアユが良く育ち、夏には多くの鮎釣り師が訪れます。

『KISSO』Vol.99 平成28年7月発行

編集 木曾三川歴史文化資料編集検討会(桑名市、木曾岬町、海津市、愛西市、弥富市ほか)

発行 国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

〒511-0002 三重県桑名市大字福島465

TEL(0594)24-5711 ホームページ URL <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/>